

June 29, 2020

Legal Update

発電事業許可取得時における事前告知を通じた住民意見取り纏め 手続きを盛り込んだ「電気事業法」改正案の公布、2020年10月1 日施行予定

環境影響評価および小規模環境影響評価の対象である、太陽光・風力発電・燃料電池発電事業に関する許可を取得する際に、事前告知を通じた住民意見取り纏め手続きを行うものとする内容を含め、発電事業許可の取得、事業の開始および譲渡・譲受に関する要件を強化することを骨子とする「電気事業法一部改正法律案」(以下「**電気事業法改正案**」という。)が、2020年3月31日に公布されました。同法は、2020年10月1日から施行される予定であり、同法に対する施行令および施行規則(以下、各々「**施行令改正案**」および「**施行規則改正案**」という。)は、2020年5月14日の立法予告、および2020年6月28日までの意見提示を経て、2020年9月末頃に公布される予定です。以下では、電気事業法改正案の主な内容について簡単にご説明させていただきます。

1. 環境影響評価および小規模環境影響評価の対象である太陽光・風力発電・燃料電池発電事業の許可取得につき、事前告示を通じた住民意見取り纏め手続きを新設

「環境影響評価法」における環境影響評価および小規模環境影響評価の対象である、太陽光・

風力発電・燃料電池発電事業の場合、**発電事業許可を取得する前に、事業内容の事前告知を通じて住民意見取り纏め手続きを経るものとする規定を新設**しました（電気事業法改正案第7条第5項第5号、施行令改正案第4条の3、環境影響評価法第22条第1項、第2項、同法施行令第31条第2項、別表3、環境影響評価法第42条第1項、同法施行令第59条、別表4）。

具体的には、環境影響評価および小規模環境影響評価の対象である、太陽光、風力、燃料電池を利用する発電事業の場合、発電所が立地している該当地域を主な普及地域とする日刊新聞等を通じて、発電事業の名称、位置および面積等の事項を告知しなければなりません（施行令改正案第4条の3第1項）。この際、発電事業が環境影響評価の対象事業である場合には、発電事業許可申請の14日前に事前告知を行わなければならない、また、小規模環境影響評価の対象である場合には、許可申請7日前に事前告知を行わなければならない（同条3項）。上記のように事前告知を行った者は、事前告知を通じて住民意見をまとめた結果を許可申請の前に、管轄の市・都知事および市長・郡守（郡の長）または区庁長に対して提出しなければなりません（同条第2項）。

本規定の新設により、地域住民との葛藤が頻繁に生じる発電施設建設事業に対し、発電事業許可申請前の段階から地域住民との葛藤を解消するために努力しなければならないという法的根拠が設けられました。したがって、発電事業者は、かかる事業に対して**環境汚染への懸念の解消、住民の補償要求内容等、地域住民からの理解および協力を得るための方法を事前に検討する必要**があるものと思われます。

2. 太陽光発電事業における譲受・譲渡時点を事業開始以後に制限

同法改正案では、従前の一部地方自治団体が自主的に禁止していた太陽光発電事業の事業開始前における譲受・譲渡認可を明示的に禁じています（電気事業法改正案第10条第2項第3号）。

改正電気事業法においては、電気事業の譲受、分割、合併、発電設備規模が2万キロワット以上の発電事業者の株式取得等、電気事業法第10条第1項各号の事由による譲受・譲渡認可時における審査基準として「第9条第1項に基づく準備期間に事業を開始したこと（太陽光発電事業

に限るが、事業の営為が困難な場合等、大統領令に定める事由がある場合には、この限りではない。)」を追加規定しているため、大統領令に定める次の各号の事由を除き、太陽光発電事業は、原則として事業開始前の譲受・譲渡が不可能です(施行令改正案第5条の2)。

1. 法人ではない太陽光発電事業者の死亡およびこれに準する重大な一身上の事由により、これ以上太陽光発電事業を遂行できなくなった場合
2. 太陽光発電事業者の破産申請がある場合や、強制執行手続または回生手続の開始等により、事業の継続が困難な場合
3. 天災地変、火災またはこれに準する災害により、太陽光発電事業者が事業を継続できなくなった場合

上記のように、太陽光発電事業の譲受・譲渡時点を事業開始以後として明示的に制限することにより、従来頻繁に行われた**差益取引のための発電事業許可の取得**に対して一定の制約が生じるものと予想されます。ただし、既存の電気事業法の規定に基づいていても、電気事業における譲受・譲渡認可の対象に該当しなかった事業に対しては、上記の規定が適用されないため、発電設備の規模が2万キロワット未満の太陽光**発電事業**に対しては、**株式譲受・譲渡方法を通じた取引**がより活発になるものと予想されます。

3. 山地に設置される太陽エネルギーおよび風力設備に対する中間復旧命令の未履行を事業停止命令事由に追加

山地に太陽エネルギーおよび風力設備を設置して電力取引を行おうとする発電事業者は、中間復旧命令がある場合に、これを電力取引前に完了しなければなりません。また、上記の**中間復旧(これに伴う復旧竣工検査を含む。)**を完了せずに電力取引を行った場合として、山林庁長等から**事業停止要請があったときには**、産業通商資源部長官が、中間復旧竣工が完了するまで**事業停止**を命令することができ、その事実を韓国電力公社と韓国電力取引所に通知するものとしています(電気事業法改正案第31条の2、施行令改正案第19条の2第2項)。ただし、次の各号に該当する事由のある場合には、産業通商資源部長官が6ヵ月の範囲内で事業停止命令を猶予できます(電気事業法改正案第31条の2第3項、施行令改正案第19条の2第5項)。

1. 風水害、台風、寒波等の天災地変が生じた場合
2. 敷地を分割して順次に復旧工事を行う場合
3. 電力需給の安定のため、緊急で電気設備の使用が必要となる場合

これは、発電事業者らが、山地に設置した再生エネルギー発電設備の復旧竣工検査を受けずに、電気事業を継続する問題を防止するために新設された規定です。したがって、改正案において関連発電事業者は、**電力取引前に必ず復旧竣工検査を完了しておくべきである**という点に留意する必要があります。

4. 発電事業者の事業開始申告期限を最初の電力取引日から30日以内に明確化

電気事業者は、事業を開始した場合には、遅滞なくその事実を産業通商資源部長官に申告しなければなりません。これにつき、**発電事業者の場合には、最初の電力取引日から30日以内に申告**しなければならないという但書規定が新設されました（電気事業法改正案第9条第4項但書）。

これは、従来「遅滞なく」事業開始申告を行うものと規定していたにもかかわらず、太陽光等の電気事業者らが電力取引等の事業を開始した後にも、数カ月が経っても事業開始申告がなされなかった慣行を是正するためのものです。したがって、**発電事業者は、過料が賦課されないよう、上記の期限内に事業開始申告を完了しておく必要があります。**

5. 小規模太陽光発電事業における許認可手続の簡素化

発電施設容量3,000キロワット以下の小規模太陽光発電事業者に対する電気事業許可時において、「国土の計画および利用する関する法律」（以下「**国土計画法**」という。）に基づく**開発行為許可等の擬制を可能**とする規定を新設しました（電気事業法改正案第7条の3）。

具体的には、(i) 国土計画法に基づく開発行為のみならず、(ii) 開発行為許可により擬制される共有水面管理および埋立に関する法律に基づく共有水面の占有・使用許可、農地法に基づく農

地専用許可または協議等の合計20の法令別に求められる許認可等を、事前の関係行政機関の長との協議を通じて共に擬制することができます(国土計画法第61条第1項)。

同規定の新設により、小規模太陽光発電事業者の行政負担が大幅に緩和され、小規模太陽光発電事業がより活発に行われるものと予想されます。

上記内容に関する施行令改正案および施行規則改正案は、2020年9月に確定される予定であるため、立法予告期間における意見取り纏め等により一部の内容が変更されることもあるという点にご留意ください。

上記事項につき、お問い合わせやご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contact us

[日本チーム] ☎ +82-2-316-4114 ✉ jpg@shinkim.com

[アドバイス部門]



金潤希
Japan Team Leader
T. +82-2-316-4025
E. yhekim@shinkim.com



李相賢
パートナー
T. +82-2-316-4068
E. shlee@shinkim.com



鄭秀蓉
パートナー
T. +82-2-316-4345
E. syjung@shinkim.com



崔大赫
パートナー
T. +82-2-316-1708
E. dhchoi@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有) 世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.